

# 令和3年度 厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励事業

## ～申請の手引き～

厚岸町では、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、町内での消費を拡大し地域経済の活性化を図ることを目的に、町内での住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する制度を行っています。

この奨励金の交付を希望する場合は、『厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励金交付要綱』と、この『申請の手引き』に基づいて、申請の手続きを行ってください。

### 【申請先・お問い合わせ先】

厚岸町観光商工課商工雇用係

〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

TEL: (0153) 52-3131

FAX: (0153) 52-3138

E-mail: kankousyokou@akkeshi-town.jp

## 1. 交付の対象となる太陽光発電システム

この奨励金の対象となる「太陽光発電システム(以下、発電システム)」は、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、電力会社の要件に適合しているものとします。

## 2. 交付対象者

以下の要件を全て満たす人が奨励金の交付を受けることができます。

- 1 厚岸町内に住所を有する人または設置完了報告書の提出までに厚岸町内に住所を有する予定の人
- 2 電力会社の「低圧太陽光発電設備系統連系・電力購入」の申し込みを行い、「系統連系に係る契約のご案内」を受領した人
- 3 新たに住宅用の発電システムを設置または新たに発電システムが設置された住宅を購入し、電力会社との受給契約を締結したうえで、設置完了報告書の提出までに発電を開始する予定の人
- 4 町税等の滞納がない人
- 5 この事業の奨励金の交付を受けたことがない人

※住宅を借りているが、建物の所有者の承諾が得られない人は対象外です。

## 3. 交付する奨励金の額

奨励金の額は、発電システム1kWあたり30,000円に、発電システムを構成する太陽電池の最大出力値を乗じて得た額とします。ただし、上限は150,000円となります。

※太陽電池の最大出力値に、1kW未満の端数がある場合は、小数点以下第2位未満を切り捨てる。

※奨励金の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

<計算例1>

6.0kwの発電システムを設置する場合

$30,000円 \times 6.0kw = 180,000円$

↓  
上限が150,000円のため、

交付奨励金は150,000円

<計算例2>

3.666kwの発電システムを設置する場合

$30,000円 \times 3.66kw$ (小数点以下第2位未満を切捨) $= 109,800円$

↓  
1,000円未満の端数は切り捨てるため、

交付奨励金は109,000円

受付期間：令和3年4月1日(木)～令和4年1月25日(火)  
平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※交付申請の受付は先着順で行い、予算を超えた時点で受付終了となりますので、ご注意ください。

※予算を超える日の申請が重複した場合は、抽選を行います。

## 5. 申請の方法

『厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励金交付申請書(様式第1号)』と下記に記載している添付書類を提出してください。

なお、申請時に書類が足りない等の不備がある場合、申請の受付は出来ませんのでご注意ください。

### 《奨励金交付申請書の添付書類》

- (1) 電力会社の「系統連系に係る契約のご案内」の写し
- (2) 電力会社への「低圧太陽光発電設備系統連系電力購入申込書」の写し
- (3) 発電システム設置に関する「工事請負契約書」または「売買契約書」の写し  
(工事請負契約書の場合、工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されていること。)  
(売買契約書の場合、建売住宅引き渡し予定日が明記されていること。)
- (4) 発電システム設置前の現況カラー写真(建売住宅は除く。)
- (5) 発電システムを設置する住宅の位置図
- (6) 申請日時時点で町内に住民登録をしていない申請者は、設置完了報告書の提出までに住民登録することを誓約する書類
- (7) 住宅を借りている申請者は、建物所有者の承諾書及び当該所有者が建物を所有していることを証明する書類(登記簿謄本)
- (8) 発電システム販売業者や行政書士等に申請手続き等を依頼する場合は委任状  
※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

## 6. 交付の決定

奨励金を交付することが決定した場合は、『奨励金交付決定通知書(様式第2号)』を送付します。

## 7. 申請内容の変更等

奨励金の申請内容に変更のある場合や、発電システムの設置工事を中止する場合は、以下の書類を提出してください。

◆申請内容の変更 ⇒ 『計画変更承認申請書(様式第4号)』

※奨励金交付申請書に記載した発電システムの太陽電池の出力又は型式名を変更するとき

◆設置工事の中止 ⇒ 『中止承認申請書(様式第5号)』

※発電システムの設置又は発電システムが設置された建売住宅の購入を中止するとき

### 《計画変更承認申請書の添付書類》

- (1) 変更後の電力会社の「系統連系に係る契約のご案内」の写し
  - (2) 変更後の電力会社への「低圧太陽光発電設備系統連系電力購入申込書」の写し
  - (3) 変更後の「工事請負契約書」またはシステム付住宅の「売買契約書」の写し
- ※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

## 8. 設置完了報告書の提出

発電システム設置後、電力会社から内容に問題がなければ「電力受給開始のお知らせ」を受け取ることになります。

この「電力受給開始のお知らせ」の写しを添えて、『設置完了報告書(様式第6号)』を提出してください。

提出期限は、発電システムが設置された建売住宅の引き渡し完了した日から30日以内または令和4年3月22日(火)までです。

### 《設置完了報告書の添付書類》

- (1) 「電力会社の電力受給開始のお知らせ」の写し
- (2) 発電システムの設置状態を確認できるカラー写真
- (3) 発電システムの設置に係る領収書の写し

※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

## 9. 交付する奨励金の確定及び支払い

『奨励金交付額確定通知書(様式第7号)』により支給する奨励金の額を通知し、設置者に対し奨励金を交付します。奨励金は、厚岸町商工会が発行する商品券により、奨励金に相当する金額分の商品券を交付します。

商品券を受領した設置者は、『奨励金受領書(様式第8号)』を提出してください。

# 奨励金交付手続きの流れ

